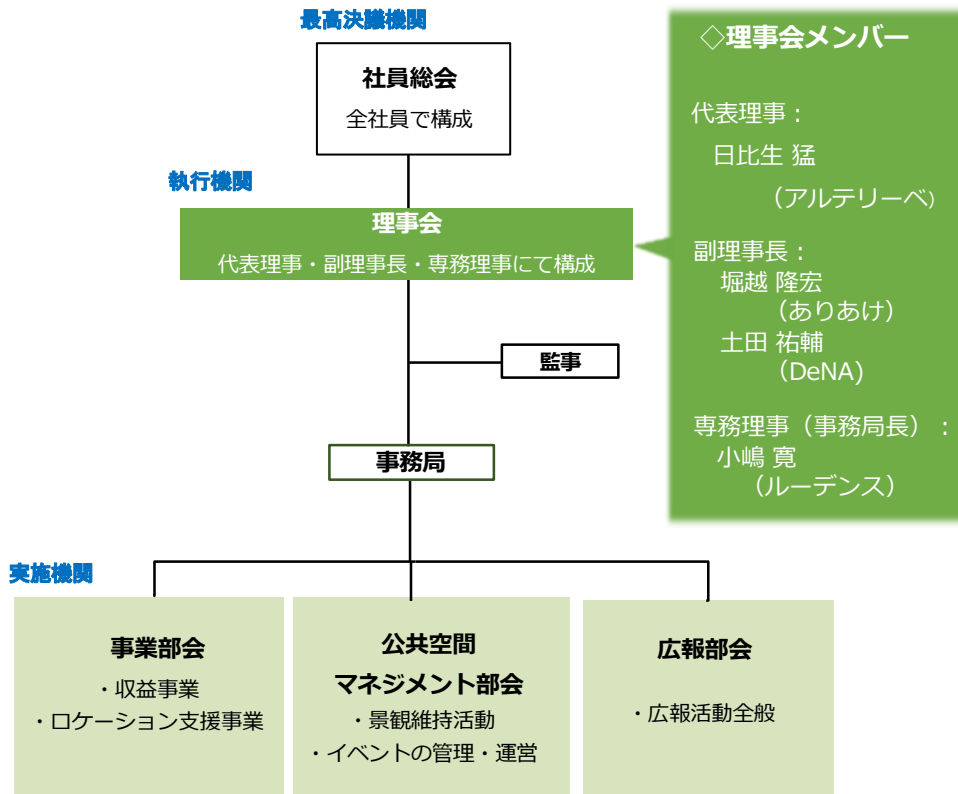


法人化の目的

- ▶ 日本大通りが有する「エリアの強み」を活かしたエリアマネジメント体制の確立
⇒ 「**一般社団法人日本大通りエリアマネジメント協議会**」の設立
※任意団体⇒一般社団法人に組織変更

組織体制



法人後の変更点

- 社員の扱い
 - ・ 正会員※が社員となる
 - ・ 社員の登録は所属法人名可（各企業の人事異動に対応するため）
- 理事の義務
 - ・ 理事会の運営
 - ・ 総会開催時には、決議内容を1週間前に社員へ周知する
- 社員の義務
 - ・ 社員は理事選出にあたっての決議に参加する
→社員は総会へ参加し、意思表示する
- 会費

種別	入会金	年会費	第7条定款項目（種別）
正会員 ※現行の会員	10,000 円 ※現行会員は 入会金不要	60,000 円 ※現行と変更なし	当法人の目的及び活動に賛同とともに日本大通りの活性化のために、協働することができ、第9条第1項の負担をすることのできる企業又は団体若しくは個人。
特別会員	なし	なし	当法人に対し特別な貢献をなすために、当法人の目的及び活動に賛同して入会した行政機関、企業又は団体若しくは個人

定款案（目的）

当法人は、日本大通り地区およびその周辺地区において、行政、企業・団体等のまちづくりに関わる主体との連携を図りつつ、行政・事業者、住民・企業など地区関係者がつくる社会的組織による**エリアマネジメント体制を確立**したうえ、**横浜市民が誇りに思う公共空間と、先達が継承してきた歴史と文化・緑あふれる最観を後世に残すこと**を目的とする。

また、地域の振興はもとより、**文化交流、観光・集客等の活性化策を促進**し、横浜の中心エリアの商業・観光・業務エリアの結節点として、**地域連携・地域貢献を推進**し、もって**日本大通り地区及びその周辺地区に加え、都心臨海部全体の付加価値を高め**、横浜経済の振興と公共の福祉に寄与することを目的とする。